

トピックス

「植物防疫法」の改正について

農林水産省消費・安全局植物防疫課 さ坂 もと きよ ひこ
清彦

はじめに

植物防疫法は、「輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ること」(第1条)を目的とし、昭和25年の制定以来、これまで我が国の農業生産の安定と発展のために重要な役割を果たしてきた。目的が示すように、同法は、輸出入植物の検疫による国境を越えた病害虫の侵入・まん延防止、緊急防除による特殊な病害虫の駆除のほか、国内に既に存在する一般的な病害虫の防除についても、国や都道府県による発生予察事業をはじめとする諸規定を定めている。

また、同法は、地方における病害虫防除を実施するための中核的な機関として、都道府県に「病害虫防除所」(平成14年度で全国53か所(表-1))を置き、病害虫発生予察事業や、病害虫の防除指導等に関する事務を行うことを規定している(第32条)。更に、病害虫防除所の運営や国の行う発生予察事業への協力に要する経費等について、国が都道府県に対し交付金(植物防疫事業交付金)を交付することを規定している(第35条第1項)。

この植物防疫事業交付金の一部が、国と地方の行財政改革の一環として政府・与党が推進するいわゆる「三位一体の改革」*の方針を踏まえ、平成16年度予算において一般財源化されたことに伴い、今国会(第159国会)において同法の一部が改正され、平成16年4月1日付で施行された。本稿では、この植物防疫法の改正について解説する。

I 植物防疫事業交付金

「はじめに」で述べたように、植物防疫法は、国内に

Amendment of Plant Protection Law. By Kiyohiko SAKAMOTO
(キーワード: 植物防疫法, 三位一体の改革, 植物防疫事業交付金, 病害虫防除所, 発生予察事業)

* 三位一体の改革: 国と地方の行財政改革の一環として、国庫補助負担金, 地方交付税, 税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に推進すること。

** 一般財源化: 国が使途を決めて地方自治体に交付する補助金に代わり、使途を限定しない地方交付税等の形で地方に交付すること。

表-1 病害虫防除所設置数, 病害虫防除所等の職員, 病害虫防除員数, 植物防疫事業交付金の推移

年度	病害虫防除所設置数(か所)	病害虫防除所等職員数(人)	病害虫防除員数(人)	植物防疫事業交付金額(百万円)
昭60	168	631	11,098	1,105
平2	79	635	8,941	1,030
平7	61	612	7,980	1,030
平10	53	612	5,413	992
平11	53	605	5,247	972
平12	53	601	4,991	958
平13	53	589	4,379	943
平14	53	591	4,201	938
平15	—	—	—	929
平16	—	—	—	364

既に存在している病害虫について、国や都道府県が、その発生状況や、気象、農作物の生育状況等のデータを収集・解析し、病害虫による農作物の損害の発生を予察し、農業者等にその情報を提供する「発生予察事業」を行うことを定めている。本事業は、国内における病害虫防除施策の根幹的な制度であり、特に、病害虫の中でも、急激にまん延して重大な被害をもたらす傾向があるため農林水産大臣が指定する「指定有害動植物」の発生予察事業は、国全体に及ぼす影響等にかんがみ、国が実施することとなっている。しかしながら、農業生産現場に密着した病害虫の発生状況、農作物の生育状況等、発生予察事業の基礎をなすデータの収集・解析については、事業の効率的実施の観点から、国が直接行うのではなく、都道府県が国に協力するという形で実施されている。

その一方、このような形で都道府県が国の行う発生予察事業に協力するのに要する経費については、その重要性にかんがみ、地方における病害虫防除の中核的機関として設置されている病害虫防除所の運営経費、病害虫防除所の職員等の人件費等とあわせて、国が交付金として交付することとされていた。これが、今回その一部が一般財源化**された植物防疫事業交付金であり、平成15年度は約9億3千万円が都道府県に交付されている(表-1)。

なお、これらの経費は、もともと国から定率補助金と

して都道府県に交付されていたものであるが、地方分権の流れを受けて、職員設置費等について弾力的な運用を図るため、昭和60年に「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」（一括法）により、定額交付金という形式に変更され、現在に至っているものである。

II 三位一体の改革と植物防疫事業交付金の一般財源化

政府は、平成15年6月27日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（以下、「基本方針2003」という）を閣議決定し、平成16年度予算編成における具体的な「三位一体の改革」の取組方針を示した。すなわち、基本方針2003の「国と地方の改革」において、改革のポイントを「受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大」することを掲げた。より具体的には、基本方針2003の「国庫補助負担金等整理合理化方針」の中で、「…人件費補助に係る補助金、交付金等については、（中略）一般財源化を図る」との方針を示し、国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等を推進することとした。

この方針を踏まえ、平成16年度予算において、農林水産省は総額で約440億円の国庫補助負担金の縮減を行うこととし、植物防疫事業交付金についても、そのうち都道府県の職員である病虫害防除所等の職員に要する経費は、基本方針2003等の理念に即し、一般財源化した方が都道府県の裁量に基づく効率化が可能な観点から、交付金の対象から除外し一般財源化することとしたものである（図-1）。なお、一般財源化による植物防疫事業交付金の縮減分は、その全額が新たに創設された所得譲与税に振り向けられ、都道府県に人口割りで配分されることとなっている。

この植物防疫事業交付金の一部を一般財源化することに伴い、国から都道府県への交付金について定めた植物防疫法第35条第1条を改正する必要が生じ、今回の法律改正となったものである。

前述のように、植物防疫事業交付金は、昭和60年に地方分権の流れを踏まえて創設されたものである。今回の植物防疫事業交付金の一部一般財源化に伴う植物防疫法改正についても、近年の更なる地方分権の推進、特に、国及び地方公共団体の財政状況を踏まえ、地方の行財政における自主決定権の拡大を図る観点から政府が進める「三位一体の改革」を踏まえたものである。なお、この

「三位一体の改革」による補助金等の縮減・一般財源化に伴い、政府は植物防疫法をはじめ複数の法律改正を行った。

III 植物防疫法の一部を改正する法律案の内容

今回の改正は、植物防疫法第35条第1項について、

(1) 都道府県の職員であり、一般財源化した方が都道府県の裁量に基づく効率化が可能な病虫害防除所等の職員に要する経費については、交付金の対象外、

(2) 一方、都道府県が国の発生予察事業に協力するのに要する経費（民間人に委嘱している病虫害防除員の経費を含む）及び地方における植物防疫事業の中核的機関である病虫害防除所の運営に要する経費については、従来どおり交付金の対象、とするものである（図-1）。改正前・後それぞれの条文は新旧対照表（表-2）のとおりである。

改正後の条文では、

(1) 「第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費」、つまり国の行う発生予察事業に協力するのに要する経費、及び「病虫害防除所の運営に要する経費」を交付対象とする一方、

(2) 改正前の条文に交付対象として明示されていた、都道府県の「病虫害防除所の職員」及び「その他発生予察事業に従事する」職員に要する経費とともに、「病虫害防除員」に要する経費が削除されている。

病虫害防除員（平成14年度で4,201人（表-1））については、改正後の条文上は交付対象であることを明記し

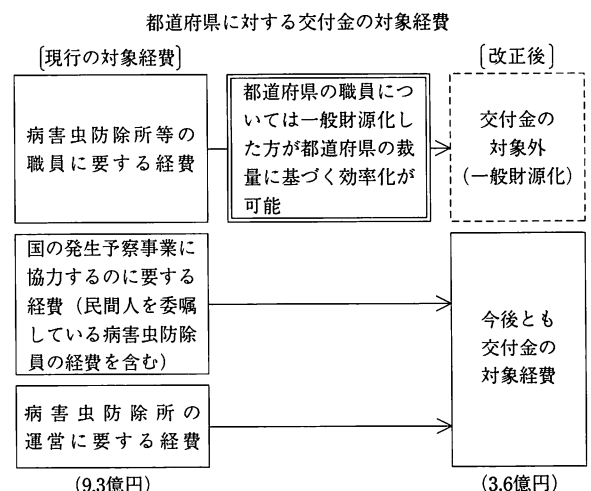


図-1 植物防疫法改正の概要

交付金の削減分（5.7億円）は一般財源化され、平成16年度は所得譲与税として地方に譲与。

表-2 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)改正新旧対照表

改正後	(交付金) 第三十五条 国は、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。
	2 (略)
現行	(交付金) 第三十五条 国は、次に掲げる経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。
	1 病虫害防除所の職員、第三十三条第一項の病虫害防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員に要する経費
	2 前号に掲げるもののほか、第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費
	2 (略)

傍線部分は改正部分

ていないが、農業生産現場における発生予察調査の実施等、発生予察事業において不可欠な役割を果たしていることから、都道府県が国の行う発生予察事業に協力に要する経費のうち病虫害防除員に係るもの(手当て等)は今後とも交付対象とし、指定有害動植物の発生予察事業が適切に実施されるよう措置している。

上記内容を盛り込んだ「植物防疫法の一部を改正する法律案」は、去る2月6日に国会に提出され、衆・参両院での審議を経て3月31日に可決・成立、4月1日に施行されたところである。

おわりに

植物防疫法に基づき、これまで植物防疫事業は戦後の食糧難の時代から高度成長期を経て現在に至るまで、安定的な食料生産の確保に大きく貢献してきた。その一方で、農業生産現場の情勢の変化、国や地方の行財政の在り方といった時代の背景に即し、事業の効率化や国・地

方の役割分担の明確化などが図られてきた。

今回の植物防疫事業交付金の一部一般財源化及びこれに伴う植物防疫法の一部改正についても、政府が推進する国と地方の行財政改革に即して、地方の裁量の拡大に資するものである。その一方で、国内の病虫害防除を適時的確に行う上で、いわば「天気予報の病虫害版」として農業生産現場に不可欠な情報を提供する発生予察事業、及び発生予察事業をはじめ地方における植物防疫事業の中核的機関たる病虫害防除所の運営経費については、国としてその適切な実施・運営を確保する必要があることから、今後とも交付金を交付していくこととしているものである。

このように、国として、地方の裁量の拡大に貢献するなど政府の行財政改革の推進を図るとともに、発生予察事業をはじめ、病虫害の侵入・まん延を防止するための措置については、事業の効率化等を推進しつつ、今後とも確実な実施を図っていきたいと考えている。

事務所移転・組織変更等

出光興産(株)新規事業推進室は、事務所を移転した。新しい事務所は、3月22日から〒100-8321東京都千代田区丸の内3-1-1、電話(03)3213-3251(代)、FAX(03)3213-9358。

(社)大阪府植物防疫協会は、事務所を移転した。新しい事務所は、3月22日から〒530-0047大阪市北区西天満1-2-5大阪JAビル6階、電話(06)6316-3034、FAX(06)6316-4033。

東京都は、4月1日から組織を変更し、食料安全室を新たに設置し、旧農業振興課から食の安全対策関連が同室に集約された。また、新農業振興課には旧農政課の一部や農業基盤整備室が加わった。

徳島県植物防疫協会は、3月10日付で徳島県から社団法人の許可を取得して、社団法人徳島県植物防疫協会として発足した。

！新刊の特別増刊号 No.8！

「線虫の見分け方」

B5判 99頁十カラー口絵3頁
定価 3,150円税込み(本体 3,000円)
送料 100円

「植物防疫」に掲載された線虫に関する最新の情報を取りまとめました。

直接当協会へ、前金(現金書留・郵便為替)で申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい。
社団法人日本植物防疫協会 出版情報グループ
メール: order@jppa.or.jp